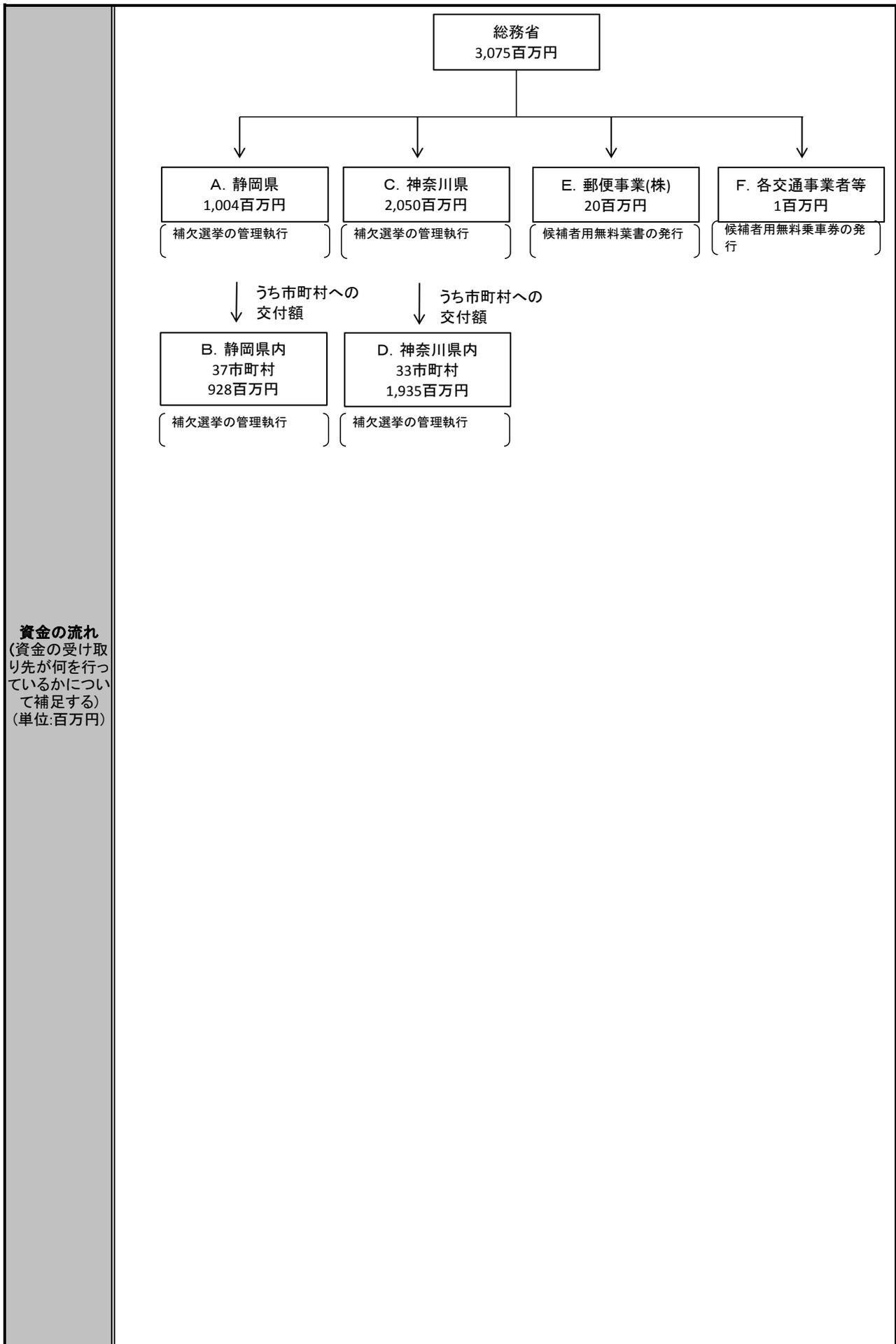


行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	静岡県選挙区及び神奈川県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費(予備費)		事業開始年度	平成21年度	作成責任者	
担当部署	自治行政局選挙部		担当課室	管理課	課長 原山 和巳	
会計区分	一般会計		上位政策	選挙制度等整備費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第10条の4 ・公職選挙法第263条 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等 		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	静岡県選挙区及び神奈川県選挙区選出の参議院議員補欠選挙の管理執行					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>静岡県選挙区選出及び神奈川県選挙区選出の参議院議員にそれぞれ1名欠員を生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成21年10月25日に補欠選挙を行った。</p> <p>その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うため必要な経費を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等に基づき、静岡県及び神奈川県並びに郵便事業株式会社及び各交通事業者等に交付したものの。</p>					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県選挙区(10月8日告示、10月25日投票) ・神奈川県選挙区(10月8日告示、10月25日投票) 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	-	-	0	0	0
	執行額	-	-	3,075		
	執行率	-	-	-		
	総事業費(執行ベース)	-	-	3,075		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県 ・神奈川県 →国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、選挙執行経費を算定・交付し、その後各団体における投票所経費、開票所経費等の執行経費の実績報告に基づき、精算。 ・郵便事業株式会社 ・各交通事業者等 →公職選挙法第263条の規定に基づき、選挙公営費を予算計上。その後、候補者の使用実績(無料葉書、無料乗車券)に応じた各事業者からの請求に基づき、支払。 				
	見直しの余地	<p>国会議員の選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされている。国が負担するこの経費については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定められている。</p> <p>なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律については、平成21年11月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの意見等を踏まえ、基準額を引き下げる改正案を国会に提出したところ(審議中)。</p>				
予算チームの監視・所見率	更なる見直し、改善が必要					
補記	<p>予備費 3,510百万円 (平成21年10月16日閣議決定)</p> <p>執行額 3,075百万円</p> <p>執行率 87.6%</p>					



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.静岡県			E.郵便事業(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
選挙公報 発行費	選挙公報の印刷費等	11	その他	候補者用無料葉書	20
公営費	新聞広告、ピラ作成、政見放送等公営費	22			
事務費等	都道府県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	43			
	市町村への交付額	928			
計		1,004	計		20
うち B.静岡県内37市町村			F.各交通事業者等		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	412	その他	候補者用無料乗車券	1
期日前投票所 経費	期日前投票所に係る人件費等	45		(東海旅客鉄道(株))	
開票所経費	開票所に係る人件費等	124		東日本旅客鉄道(株)	
選挙公報 発行費	選挙公報の配付労務賃等	43		横浜市交通局	
ポスター 掲示場費	掲示場の設置撤去	104		(社)日本民営鉄道協会	
事務費等	市町村の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	200			
計		928	計		1
C.神奈川県			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
選挙公報 発行費	選挙公報の印刷費等	35			
公営費	新聞広告、ピラ作成、政見放送等公営費	28			
事務費等	都道府県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	52			
	市町村への交付額	1,935			
計		2,050	計		0
うち D.神奈川県内33市町村			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	804			
期日前投票所 経費	期日前投票所に係る人件費等	75			
開票所経費	開票所に係る人件費等	372			
選挙公報 発行費	選挙公報の配付労務賃等	90			
ポスター 掲示場費	掲示場の設置撤去	169			
事務費等	市町村の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	425			
計		1,935	計		0

○ 地方財政法（抄）

（昭和二十三年七月七日法律第九号）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 八 略

○ 公職選挙法（抄）

（昭和二十五年四月十五日法律第九号）

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、第四十九条第一項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用
- 二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用
- 三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用
- 四 五の四 略
- 六 第四百二十二条第一項の規定による通常葉書の費用並びに同条第十項の規定による通常葉書及びビラの作成に要する費用
- 六の二 五十一 略
- 十二 第七百七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（抄）

（昭和二十五年五月十五日法律第七十九号）

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 略

（経費の基準の算定）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種類について定める。

- 一 投票所経費
 - 二 期日前投票所経費
 - 三 開票所経費
 - 四 選挙会経費及び選挙分会経費
 - 五 選挙公報発行費
 - 六 候補者氏名等揭示費
 - 七 ポスター掲示場費
 - 八 演説会施設公営費
 - 九 新聞広告公営費
 - 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
 - 十一 選挙運動用自動車使用公営費
 - 十二 通常葉書作成公営費
 - 十三 ビラ作成公営費
 - 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
 - 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
 - 十六 ポスター作成公営費
 - 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
 - 十八 事務費
 - 十九 不在者投票特別経費
 - 二十 在外選挙特別経費
- 第四条** 略
- 第十七条** 略

第十八条 略

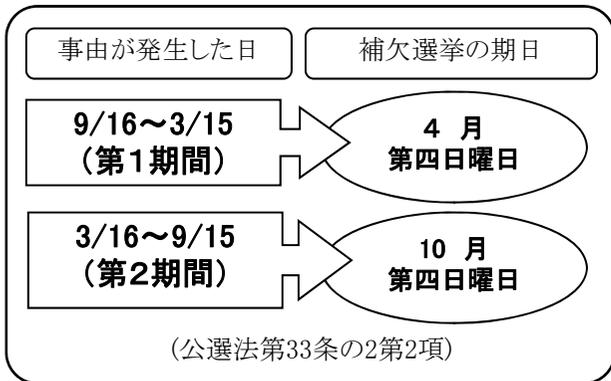
総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

第十九条 2及び3 略
以下略

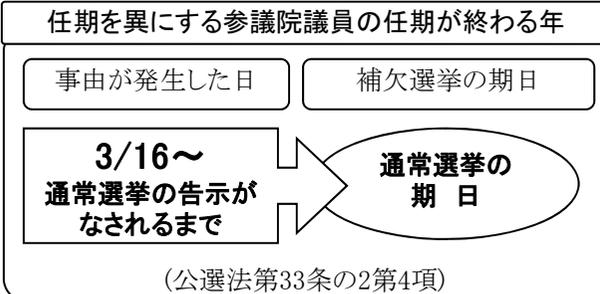
参議院選挙区選出議員の補欠選挙の概要

補欠選挙の期日

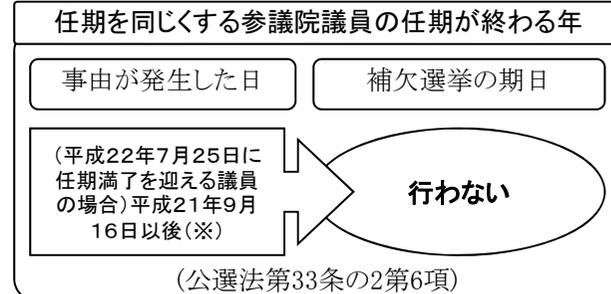
欠員の数が当該選挙区の議員の定数の4分の1を超えたとき補欠選挙を行わなければならない。
(公職選挙法第113条第1項第4号)



<参考1>



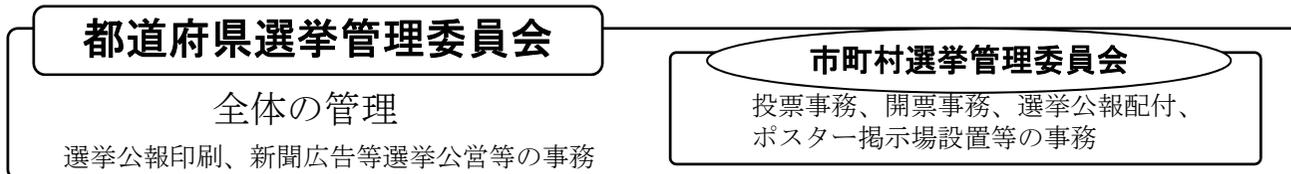
<参考2>



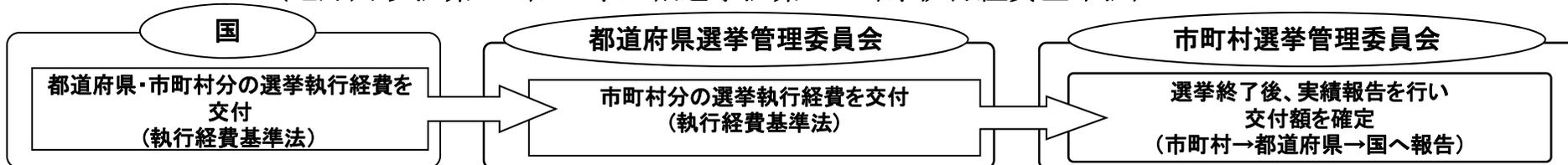
※任期が終わる日の6月前の日が属する第1期間又は第2期間の初日以後

補欠選挙の管理執行及び経費

参議院の選挙区選出の議員の選挙は都道府県の選挙管理委員会が管理。(公職選挙法第5条)



国会議員の選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を負担。
(地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、執行経費基準法)



都道府県・市町村は、補欠選挙終了後、実績報告を行い交付額を確定

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律の一部を改正する法律案の概要

1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準について、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (2) 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (3) 施行は公布の日からとすること。

(参 考)

1 改正による選挙執行経費への影響額（地方公共団体委託費）

	改正案 A	現 行 B	差 引 C(A-B)	減少率 D(C/B)
衆議院議員総選挙	536.2億円	619.7億円	-83.5億円	-13.5%
参議院議員通常選挙	436.4億円	517.4億円	-81.0億円	-15.6%

- (注) 1 衆議院のBは、平成21年衆院選の予算額である。
2 参議院のBは、仮に改正しなかった場合の積算額である。

2 主な改正点

① 投票所経費（第4条）

(改定例：市の中の投票区で、選挙人数が2千人以上3千人未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
休日投票	1投票所につき	1投票所につき	
衆議院議員選挙	318,823円	403,253円	-20.9%
参議院議員選挙	312,495円	397,501円	-21.4%

- (注) 上記の投票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容（衆参共通）
- 投票所の事務従事者数に賃金職員を導入する（正規職員8人→正規職員6人、賃金職員2人）。
 - 投票事務に要する時間を16時間から14時間に見直す（法定13時間・準備撤去1.5時間ずつを、法定13時間・準備撤去0.5時間ずつに見直す。）。

② 開票所経費（第5条）

(改定例：市の中の開票区で、選挙人数が3万人以上4万人未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
休日投票（即日開票）	1開票所につき	1開票所につき	
衆議院議員選挙	1,165,401円	1,581,716円	-26.3%
参議院議員選挙	1,165,401円	1,581,716円	-26.3%

- (注) 1 上記の開票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容（衆参共通）
- 開票所の事務従事者数に賃金職員を導入する（正規職員105人→正規職員93人、賃金職員12人）。
 - 開票事務に要する時間を5時間から4時間に見直す（開票4時間・準備撤去30分ずつを、開票3時間・準備撤去30分ずつに見直す。）。
- 2 基準額のほか、4万人以上の開票所に適用される加算係数を0.30から0.15に見直す。

③ 選挙公報発行費（第7条）

(改定例：70万世帯以上100万世帯未満の都道府県の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
	1世帯につき	1世帯につき	
小選挙区選挙又は選挙区選挙	38.42円	42.73円	-10.1%
比例代表選挙	17.41円	17.48円	-0.4%

- (注) 選挙公報は、(小)選挙区選挙と比例代表選挙の公報が併せて配布されている。
そのため、配布経費は、(小)選挙区選挙に係る発行費にのみ計上されている。

④ ポスター掲示場費（第8条の2）

(改定例：1箇所当たりの区画数が9未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
	1箇所につき	1箇所につき	
区に設置されるもの	14,700円	15,225円	-3.4%
市に設置されるもの	13,650円	14,175円	-3.7%
町村に設置されるもの	12,600円	13,125円	-4.0%